

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号)4253000014 原ノ町駅前駐車場管制システム借上げ
	履行場所	南相馬市原町区旭町二丁目 地内
	種類	賃貸借
	概要	駐車場管制システムのリースと保守、管理を行う
相手方	名称	アマノ株式会社郡山支店
	代表者	支店長 梅木 英二
	所在地	福島県郡山市島1丁目24番1号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 現在借上げをしている管制システムは、当該業者が設置しているもので、当該管制システムを再リースすることで、新たに他業者のシステムを借上げした場合に比べ、システムの再構築等の経費が軽減されることから、当該業者との随意契約とする。	
	工事等担当課名 [都市計画課]	

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 3 0 0 0 0 1 9 設計積算システム利用契約
	履行場所	南相馬市役所
	種類	その他
	概要	福島県土木部が所有する設計積算システムの運用・支援を行っているふくしま市町村支援機構より提供されている設計積算システムを利用するもの。
相手方	名称	一般財団法人ふくしま市町村支援機構
	代表者	理事長 瀬戸孝則
	所在地	福島市中町7番17号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>福島県土木部よりシステムの開発・運用の委託を受けている財団法人ふくしま市町村支援機構と利用契約を結ぶ以外、設計積算システムの使用が不可能なため、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 土木課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4253000029 eLTAX 審査システム借上げ
	履行場所	南相馬市税務課
	種類	賃貸借
	概要	地方税ポータルシステム（eLTAX）を通して送受信した電子申告及び各種届出等のデータを審査し総合行政システム（税基幹システム）に取込むために必要なシステム、また地方税ポータルシステム（eLTAX）から配信される所得税の確定申告書等の電子的データの送受信に必要な国税連携システムを借上げる。
相手方	名称	株式会社 日立情報システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号	その性質又は目的が競争入札に適さないもの
	3号	障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約
	4号	新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
	5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき
	6号	競争入札に付することが不利と認められるとき
	7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
	8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
	9号	落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>地方税ポータルシステム（eLTAX）を経由して送受信される電子報告書・届出書等は次のとおりである。</p> <p>(1) 給与支払報告書 (2) 年金支払報告書 (3) 確定申告書 (4) 法人市民税申告書 (5) 償却資産申告書 (6) これらに関する各種届出書 (7) 公的年金からの特別徴収処理結果通知</p> <p>これらの電子データを審査システムで受信し、税基幹システムへ取り込み、税額（賦課）計算、税額通知データを納税者等に送信するためには、税基幹システムを開発している(株)日立情報システムズ東北支社だけが履行可能であるため随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 { 税務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4253000034 鹿島小敷地内仮設校舎借上げ
	履行場所	鹿島区鹿島字広町 地内
	種類	賃貸借
	概要	仮設校舎借上げ 延床面積：1,860㎡ リース期間：12ヶ月
相手方	名称	庄司建設工業株式会社
	代表者	取締役社長 庄司公正
	所在地	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第3号小学校仮設校舎建設及び解体工事」で建設された仮設校舎の借上げである。当該仮設校舎は、建設した上記建設業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記建設業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4253000035 鹿島小敷地内仮設校舎受電設備借上げ
	履行場所	鹿島区鹿島字広町 地内
	種類	賃貸借
	概要	高圧受電設備(1 50kVA 3 150kVA)借上げ リース期間:12ヶ月
相手方	名称	株式会社青田電気商会
	代表者	代表取締役 青田 純
	所在地	南相馬市原町区北町519番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第6号小学校仮設校舎受電設備設置及び撤去工事」で設置された仮設校舎受電設備の借上げである。当該設備は、設置した上記業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 3 0 0 0 0 3 6 鹿島中敷地内仮設校舎借上げ
	履行場所	鹿島区寺内字落合 地内
	種類	賃貸借
	概要	仮設校舎借上げ 延床面積：1,860㎡及び469㎡の2棟 リース期間：12ヶ月
相手方	名称	関場建設株式会社
	代表者	代表取締役社長 関場 啓
	所在地	南相馬市原町区錦町一丁目1番地
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第4号中学校仮設校舎建設及び解体工事」で建設された仮設校舎の借上げである。当該仮設校舎は、建設した上記建設業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記建設業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4253000037 鹿島中敷地内仮設校舎受電設備借上げ
	履行場所	鹿島区寺内字落合 地内
	種類	賃貸借
	概要	高圧受電設備(1 50kVA 3 150kVA)借上げ リース期間: 12ヶ月
相手方	名称	恒栄総合設備株式会社
	代表者	代表取締役社長 門馬弘宣
	所在地	南相馬市原町区西町二丁目70番地5
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、平成23年度から24年度にかけて発注された、「(工)第7号中学校仮設校舎受電設備設置及び撤去工事」で設置された仮設校舎受電設備の借上げである。当該設備は、設置した上記業者の物件であり、他業者が提供し得ない物件であることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 教育総務課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 3 0 0 0 3 8 旧警戒区域内仮設トイレ借上げ
	履行場所	南相馬市原町区及び小高区地内
	種類	賃貸借
	概要	仮設トイレ借上げ 一式
相手方	名称	(株)レンタルのニッケン南相馬営業所
	代表者	所長 植野 和彦
	所在地	南相馬市原町区大甕字林崎 5 4 - 2
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、旧警戒区域内に57基の仮設トイレを設置し、立入者の利便性を図ることが目的であり、ライフラインの復旧まで設置しておく必要があり平成24年度から継続して設置しているため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 生活環境課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 5 3 0 0 0 5 1 スポーツ施設予約管理システム利用契約
	履行場所	文化スポーツ課
	種類	物品購入
	概要	スポーツ施設予約管理システムの利用。
相手方	名称	株式会社福島県中央計算センター
	代表者	代表取締役社長 渡部 通
	所在地	福島市新町7番22号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、市内スポーツ施設の予約管理システム利用業務である。</p> <p>市内に同等のシステムを取り扱える業者がないことから、専門知識を有している上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 { 文化スポーツ課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4253000052 住民情報システム仮想化機器等賃貸借
	履行場所	情報政策課 他
	種類	賃貸借
	概要	住民情報システムに係る仮想環境を構築し、行政情報システム系PCで運用する事で、クライアントPC等情報資産の2重管理を解消し、情報資産の効率的な運用及び、仮想化により2系統あった庁内ネットワークを統合し、ネットワークのトラブルに起因するリスクの低減を図る。
相手方	名称	(株)日立システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
	名称	日立キャピタル(株)
	代表者	執行役 川部 誠治
	所在地	東京都港区西新橋二丁目15番12号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>住民情報システムに係る仮想環境を構築するためには、現行の住民情報システムに対する影響を考慮しつつ、仮想環境の構築と平行して住民情報システムに係る設定等を変更する必要がある、上記作業を一体として行うことができるのは、住民情報システムの納入業者のみであることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4253000054 住民情報システム用高速プリンタ賃貸借
	履行場所	情報政策課 他
	種類	賃貸借
	概要	住民情報システム用の高速プリンタを調達することで、各種帳票に係る大量印刷業務の効率・能率化を図る
相手方	名称	(株)日立情報システムズ東北支社
	代表者	支社長 奈良 芳文
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番1号
	名称	日立キャピタル(株)
	代表者	執行役 川部 誠治
	所在地	東京都港区西新橋二丁目15番12号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>住民情報システムでプリンタを使用するためには、システムより出力される不定形サイズの帳票に係る設定をプリンタとシステムの両方に登録する必要があるが、システムに対する登録を行うことができるのは、住民情報システムの導入事業者である上記業者のみであることから、上記業者との随意契約とする。</p>	
工事等担当課名 [情報政策課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。